



ゆいまーるケアセンターは、茨木市でケアプランの作成・ヘルパーの派遣を行う介護保険指定事業者です

# 4月から制度が変わる! 平成27年の

今年4月から変更された介護サービスについて、特にご利用者様に関係の深いポイントをまとめました。

# 介護保険改正

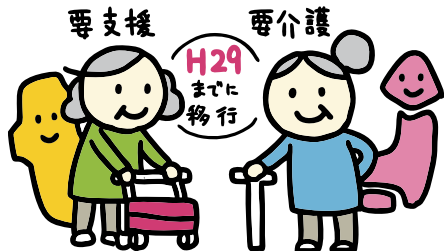
## 改正のポイント

- ① 医療と介護の連携を強化
- ② より重度の人・認知症の人を優先的に
- ③ 世代間・世代内で負担を公平に

平成29年度までに移行

## 介護予防サービスの

## 一部が地域の事業に移行



要支援1・2の人が利用する介護予防サービスのうち、予防訪問介護（ヘルパー訪問）と予防通所介護（デイサービス）の運営を市町村が行うことになりました。

なにが変わるの？

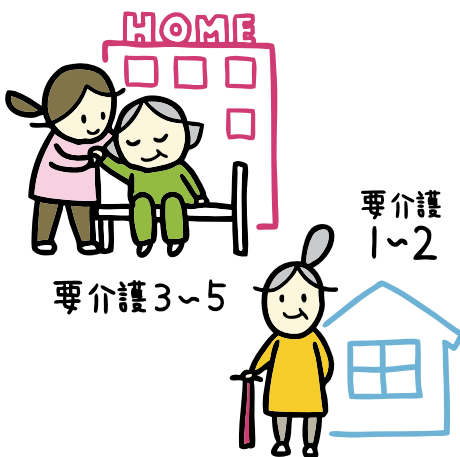
## 地域ごとに提供される

## サービスに違いが出ます

財源が介護保険であることは変わりませんが、新設される地域主体の新しい総合事業では、使える費用の上限が定められています。限りある費用を有効に使うため、市町村は今後、予防訪問介護・予防通所介護に加え、ボランティア主体の事業や、短期集中で介護予防を行うなど、多様なサービスを提供していくこととなります。

4月から

## 特養の入所要件が原則要介護3以上に



特別養護老人ホーム（特養）の入所要件が、現行の「要介護1以上」から「原則として要介護3以上」に変わりました。自宅での生活が困難と判断されれば、要介護1・2でも入所が認められることがあります。

どうして？

より重度な人を優先して安心できる住まいを提供するためです

要介護1・2までは、一部を介助すれば在宅で生活できると判断されていますが、要介護3以上とは生活する上でほぼ常に介護を要する心身状態です。全面的な介護を必要とする人が安心して生活できる場を手に入れやすくなるよう、今回入所要件が見直されました。

8月から

## 一定所得以上だと利用料が2割負担に

合計所得金額が160万円以上（収入が年金のみであれば年金額280万円以上）の人は、平成27年8月から、介護サービスの自己負担率が2割に変わります。

どうして？

介護サービスを使う人と使わない人との間で、負担を公平にするためです

介護保険は生涯サービスを使わなままの人もいる制度です。そのためサービスを使う人のうち、負担能力のある人を対象に負担割合を上げることが決まりました。

## 要介護1・2でも入所できる例

- 認知症がある
- 知的障害・精神障害がある
- 家族による虐待が疑われる
- 一人暮らし
- 同居家族が病弱・高齢など

# 所長の真面目なコラム

## 削られ続ける介護給付費

介護保険制度はとても複雑で関係者でもわかりにくいのですが、今回は大きく4つの改正があります。

- ① 要支援の対象者について、訪問介護と通所介護を介護保険の給付から地域支援事業に移行する
- ② 定員10人以下の小規模型デイサービスは、地域密着型サービスへ移行する
- ③ 特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にする
- ④ 介護給付費の全面的見直しと職員への処遇改善。

なかなかピンときにくいものですが、簡単に言うと、①要支援の方は介護保険は使えません ②小規模のデイサービスは市町村に任せます ③特別養護老人ホームは重度な人を優先します ④事業所への介護給付費は大幅に減らしますが職員への給与は上げること、ということになります。

## 経営難と人手不足がさらに悪化するおそれ はたして介護は持続可能か

これらの改正では、市町村の負担が増えることで市町村間のサービス格差が生じる恐れがあること、また事業者の収入となる介護給付費の大幅マイナスにより、事業所の経営が困難になることなどが考えられます。事業所の経営が厳しいということは人件費を思うように上げられず、さらに人手が足りなくなるといふ事態になります。

今回の改正の背景には、介護保険制度が抱える大きな問題点があります。それは、急激に増え続ける費用、介護従事者の深刻な不足、受入れ施設の不足などです。これらを踏まえての改正のハズですが、はたして利用者さんにとってプラスになるのか？健全な事業所を運営していけるのか？

ゆいまーでは真面目に介護に取り組み、介護保険制度が今後どうなるのかを最後まで見届けたいと思います。

### 急性期の人

症状が重い人は病院で高度な医療を受ける

医療



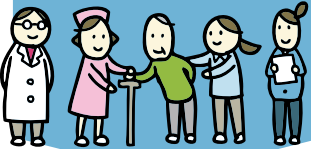
### 中・重度の人

症状が落ち着いたら医療を受けながら在宅で生活する

### 認知症の人

認知症の初期段階から医療と介護でサポート

多職種が連携



### 軽度の人

状態の軽い人は地域が主体となって支える

新しい  
総合事業



▲新しい制度の運用イメージ。受け皿の下に更に新しい受け皿を...という構造が見えてきます。

結  
だより

すこし早い  
お花見

3/20



▶公園の池にはカモが泳いでいました。この日は3月では珍しいほど暖かく、人も鳥も春の日差しをのんびり浴びました。

梅を見に行こうとご利用者様たちとドライブに出かけたところ、きれいに咲いた木を発見。近づいてみたら梅ではなく河津桜という早咲きの桜でした。満開の桜の下でお茶をいただき、少し早いお花見を楽しみました。

※要支援の方の地域支援事業への移行および小規模デイサービスの地域密着型サービスへの移行は、茨木市では平成28年4月からの予定です。

ゆいまーる

有限会社ゆいまーる

居宅介護支援・訪問介護  
通所介護・介護タクシー

ゆいまーる  
ケアセンター

ゆいまーる  
ケアセンター総持寺

デイサービス 結

茨木市沢良宜西1丁目13-25 美山ビル1F  
TEL: 072-601-0696 / FAX: 072-601-0697

茨木市庄2丁目10-103 アバンテ茨木1F  
TEL: 072-601-0007 / FAX: 072-601-0875

茨木市沢良宜西2丁目2-7  
TEL: 072-667-5501 / FAX: 072-667-5502

Yuinet

デザインラボ ユイネット

- ・ホームページ制作・管理
- ・商品写真撮影 / 販促物のデザイン
- ・メニュー / 広告物などの作成
- ・各種ポスターのデザインおよび印刷

<http://www.yuinet.co.jp/>